

● 建築確認申請等手数料

宜野湾市建築指導課 令和7年4月1日施行

1. 建築物の確認申請手数料

床面積の合計	手数料の額
30 ㎡以内のもの	10,000
30 ㎡を超え、100 ㎡以内のもの	19,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの	30,000
200 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの	37,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	67,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	97,000
2,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	281,000
10,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの	419,000
50,000 ㎡を超えるもの	717,000

2. 建築物のエネルギー消費性能基準に係る審査を受ける場合の加算額

建築物の用途	床面積の合計	手数料の額
戸建住宅(共同住宅等を除く。)	200 ㎡未満のもの	9,000
	200 ㎡以上のもの	10,000
共同住宅等	300 ㎡未満のもの	17,000
	300 ㎡以上、2,000 ㎡未満のもの	26,000
	2,000 ㎡以上、5,000 ㎡未満のもの	42,000
	5,000 ㎡以上のもの	54,000

3. 建築設備及び工作物の確認申請等手数料

建築設備及び工作物の区分	確認申請	計画変更
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	15,000	9,000
小荷物専用昇降機	8,000	5,000
工作物	15,000	8,000

4. 建築物の中間検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額
30 ㎡以内のもの	19,000
30 ㎡を超え、100 ㎡以内のもの	23,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの	32,000
200 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの	36,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	63,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	84,000
2,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	188,000
10,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの	293,000
50,000 ㎡を超えるもの	524,000

5. 建築設備及び工作物の中間検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	20,000
小荷物専用昇降機	15,000
工作物	16,000

6. 建築物の完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額	
	中間検査を受けていないもの	中間検査を受けているもの
30 ㎡以内のもの	21,000	19,000
30 ㎡を超え、100 ㎡以内のもの	25,000	23,000
100 ㎡を超え、200 ㎡以内のもの	33,000	32,000
200 ㎡を超え、500 ㎡以内のもの	41,000	38,000
500 ㎡を超え、1,000 ㎡以内のもの	68,000	66,000
1,000 ㎡を超え、2,000 ㎡以内のもの	95,000	88,000
2,000 ㎡を超え、10,000 ㎡以内のもの	229,000	207,000
10,000 ㎡を超え、50,000 ㎡以内のもの	356,000	327,000
50,000 ㎡を超えるもの	624,000	575,000

7. 建築物エネルギー消費性能基準に係る検査を受ける場合の加算額

床面積の合計	手数料の額
300 ㎡未満のもの	5,000
300 ㎡以上、1,000 ㎡未満のもの	6,000
1,000 ㎡以上、2,000 ㎡未満のもの	8,000
2,000 ㎡以上、5,000 ㎡未満のもの	11,000
5,000 ㎡以上、10,000 ㎡未満のもの	13,000
10,000 ㎡以上、25,000 ㎡未満のもの	15,000
25,000 ㎡以上、50,000㎡未満のもの	17,000
50,000 ㎡以上のもの	17,000

8. 建築設備及び工作物の完了検査申請等手数料

床面積の合計	手数料の額	
	中間検査を受けていないもの	中間検査を受けているもの
建築設備（小荷物専用昇降機を除く。）	21,000	18,000
小荷物専用昇降機	13,000	13,000
工作物		15,000